

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定 実施要領

一般社団法人 島根県木材協会

第一 目的

本実施要領は、一般社団法人島根県木材協会（以下「本会」という）が令和7年4月1日に策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」で規定する「事業者等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定は、本会の会員を対象とし、会員以外の認定についての事項は必要に応じて別に定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」及び認定手数料30,000円（消費税別途）を本会へ提出しなければならない。
- 2 認定有効期間（3年間）を超えて継続して認定を受けようとする事業者は、別記1-2で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」及び認定手数料30,000円（消費税別途）を本会へ提出しなければならない。
- 3 本実施要領に基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定（以下「GHG認定」）を新たに受けようとする事業者は、別記1で定める「(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について申請する場合)「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」」及び認定手数料55,000円（消費税別途）を本会へ提出しなければならない。
- 4 認定有効期間（3年間）を超えて継続して上記「3」のGHG認定を受けようとする事業者は、別記1-2で定める「(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について申請する場合)「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」」及び認定手数料40,000円（消費税別途）を本会へ提出しなければならない。

注) GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合について、上記「1」または上記「2」の認定事業者で有効期間が満了していない者が新たにGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定申請を行う場合は、認定手数料20,000円とし、有効期間については、従前の認定期間と同一とする。現地検査を必要とする場合、審査に要する日当及び旅費は本会の定めるところにより請求する。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。
- 3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

認定事業者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。
また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 本会は第四に掲げる審査により認定する事業者(以下「認定事業者」という。)

に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年間とし、継続できるものとする。

第七 証明書の発行、証明事項の記載

1 認定事業者は、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス 又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。

3 証明書を作成する場合の様式は、別記3-1、別記3-2、別記3-3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、別記4で定める「間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」により、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本会へ報告する。

2 本会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

本会は必要に応じて、認定事業者による発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第十 認定事業者の取り消し

1 本会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を本会のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。

③ 認定事業者が認定事業体の要件に適合しなくなったとき。

2 本会は、認定を取り消したときは、別記5で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則

1. この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。
この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。
2. 「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領（平成25年6月1日制定）」は、廃止する。
3. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を既に受けている者は、次の継続申請時までは改めて発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請は必要ない。継続申請等の手続きは、本実施要領によるものとする。

【別記1】(新規申請書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人島根県木材協会会長 様

申 請 者

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名： ⑩

TEL： FAX：

メールアドレス：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添1のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添2のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別添3のとおり)
- 5 業種 業種を下の表から選んで記入してください。

業種分類：1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)
5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等)、7. 紙、紙製品 8. その他
9. 木材全般(1～5の業種)

- 6 その他：(適宜作成)
(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

【別記1】(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について申請する場合)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人島根県木材協会会長 様

申 請 者

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名： ⑩

TEL： FAX：

メールアドレス：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添1のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添2のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別添3のとおり)
(GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」)
- 5 業種 業種を下の表から選んで記入してください。

業種分類：1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)
5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等)、7. 紙、紙製品 8. その他
9. 木材全般(1～5の業種)

- 6 その他：(適宜作成)
(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

【別記1-2】(継続申請書の様式)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人島根県木材協会会長 様

申 請 者

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名： ⑩

TEL： FAX：

メールアドレス：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添1のとおり)
- 3 過去3年間の取扱い実績量：
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添2のとおり)
- 5 分別管理及び書類管理の方針：(別添3のとおり)
- 6 業種 業種を下の表から選んで記入してください。

業種分類：1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード) 5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等)、7. 紙、紙製品 8. その他 9. 木材全般(1~5の業種)

- 7 その他：(適宜作成)
(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

【別記1－2】継続申請の様式

(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について申請する場合)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

一般社団法人島根県木材協会会長 様

申請者

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

⑩

TEL：

FAX：

メールアドレス：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：(別添1のとおり)
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況：(別添2のとおり)
- 4 分別管理及び書類管理の方針：(別添3のとおり)
(GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」)
- 5 業種 業種を下の表から選んで記入してください。

業種分類：1. 素材生産 2. 原木流通 3. 製材 4. 木材加工(チップ、集成材、合板、その他木質ボード)
5. 木材流通(製材品・木材加工品の流通) 6. 木材製品(文具、家具等)、7. 紙、紙製品 8. その他
9. 木材全般(1～5の業種)

- 6 その他：(適宜作成)
(認定資格(ISO、JAS等)を持っていれば記入して下さい)

【別記2】（事業者認定書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

様

一般社団法人島根県木材協会
会 長 三吉 庸善

令和 年 月 日付で申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当会の事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号 : (年度)島木協 (B) 第 号

事業者の所在地 : 〒

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は、届け出て下さい。

【別記2】（GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合）

令和 年 月 日

様

一般社団法人島根県木材協会
会 長 三吉 庸善

令和 年 月 日付で申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当会の事業者等認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号 : (年度)島木協 (GHG) 第 号

事業者の所在地 : 〒

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

認定の有効期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は、届け出て下さい。

【別記3-1】 証明書の様式

番号
令和 年 月 日

様
(販 売 先)

事業者の所在地：〒

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（又は一般木質バイオマス）であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1 樹 種 :

2 品 目 (注②) :

3 数 量 (注③) :

(注)

- ① 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ② 丸太等を記述して下さい。
- ③ 取引上の単位 (m³、kg、など) にて記述して下さい。

【別記3-2】 証明書の様式
(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について証明する場合)

番号
令和 年 月 日

様
(販 売 先)

事業者の所在地：〒
事業者の名称：(素材生産業者等)
代表者の氏名：
認定番号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（又は一般木質バイオマス）であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹 種 :
- 2 品 目 (注②) :
- 3 数 量 (注③) :
- 4 GHG関連情報 (GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)
 - (1) 原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木
 - (2) 原料輸送区分
 - トラック最大積載量：1t 車以上 2t 車以上 4t 車以上
 - 10t 車以上 20t 車以上
 - 輸送距離：0km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下
 - 50km 以下 100km 以下 150km 以下 200km 以下
 - 300km 以下

※GHG 関連情報 (3) 製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位 (切り上げ) の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載 (例えば、250km 以下、350km 以下など) や 10km 単位での数値記入欄の設定 (例えば、「[] 0 km」) が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離 (10km 単位 (切り上げ)) と積荷状況の区分 (「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」) を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除 (例えば、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など) が可能。

(注)

- ① 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報(団体認定番号、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを追加記載することで証明書とすることも可能です。
 - ① 林地残材、その他伐採木等を記述して下さい。
 - ② 商取引上の単位 (m³、本、kg、枚など) にて記述して下さい。

【別記3-3】 証明書の様式

(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について証明する場合)

番号

令和 年 月 日

様

(販 売 先)

事業者の所在地：〒

事業者の名称：(チップ製造事業者等)

代表者の氏名：

認 定 番 号：

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス（又は一般木質バイオマス）であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1 樹 種 :

2 品 目 (注②) :

3 数 量 (注③) :

4 GHG関連情報 (GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

チップ加工

ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)

ペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量：1t 車以上 2t 車以上 4t 車以上

10t 車以上 20t 車以上

輸送距離：0km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下

50km 以下 100km 以下 150km 以下 200km 以下

300km 以下

※GHG 関連情報 (3) 製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位 (切り上げ) の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載 (例えば、250km 以下、350km 以下など) や 10km 単位での数値記入欄の設定

(例えば、「[] 0 km」) が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離 (10km 単位 (切り上げ)) と積荷状況の区分 (「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」) を追加記載する。

その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除 (例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など) が可能。

(注)

- ① 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報 (団体認定番号、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを追加記載することで証明書とすることも可能です。
- ③ 丸太、製材、合板、集成材等を記述して下さい。
- ④ 商取引上の単位 (m³、本、kg、枚など) にて記述して下さい。

【別記4】間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式

令和 年 月 日

一般社団法人島根県木材協会会長 様

事業者の所在地：
 事業者の名称：
 代表者の氏名：
 団体認定番号：

間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスである
 ことが証明された木材の取扱実績報告

「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八」により、
 下記のとおり取扱実績を報告します。

記

1. 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	備 考
2. 木材の取扱量(総数)	原木(原料) 入荷量 m^3 原木(原料) 出荷量 m^3 製 品 入 荷 量 m^3 製 材 品 出 荷 量 m^3 チ ッ プ 出 荷 量 m^3	
3. 上記2のうち間伐材等由来の バイオマスであると証明されたもの	原木(原料) 入荷量 m^3 原木(原料) 出荷量 m^3 チ ッ プ 出 荷 量 m^3	
4. 上記2のうち一般木質バイオ マスであると証明されたもの	原木(原料) 入荷量 m^3 原木(原料) 出荷量 m^3 チ ッ プ 出 荷 量 m^3	

備 考：(注)

- ① 原木(原料) 入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

【別記4】 取扱実績報告 (GHG 関連情報の収集・管理・伝達も含めて報告する場合)

令和 年 月 日

一般社団法人島根県木材協会会長 様

事業者の所在地：
 事業者の名称：
 代表者の氏名：
 団体認定番号：

間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスである
 ことが証明された木材の取扱実績報告

「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八」により、
 下記のとおり取扱実績を報告します。

記

1. 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	備 考
2. 木材の取扱量(総数)	原木(原料)入荷量 m^3 原木(原料)出荷量 m^3 製品入荷量 m^3 製材品出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
3. 上記2のうち間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3 原木(原料)出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木(原料)入荷量 m^3 原木(原料)出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
4. 上記2のうち一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木(原料)入荷量 m^3 原木(原料)出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木(原料)入荷量 m^3 原木(原料)出荷量 m^3 チップ出荷量 m^3	

備 考：(注)

- ① 原木(原料)入荷量よりも製品出荷量が多くなる場合については、備考にその理由を記述して下さい。

【別記5】 (認定取消通知書の様式)

認定事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

一般社団法人島根県木材協会
会長 三吉 庸善

貴事業体については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」第十の規定により、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇 〇林業（株）
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ製品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・素材生産を行う山林については、事前に法に則した伐採であることを証明できる書類（森林経営計画書の写し、保安林内伐採許可決定通知書、伐採届等）を確認のうえ準備し、下の①若しくは②のどちらの区分に該当する木材であるかを確認して、作業にあたるものとする。
 - ①間伐等由来の木質バイオマス
例：保安林内伐採許可決定通知書、森林経営計画に基づき伐採された木材、国有林との売買契約により伐採された木材
 - ②一般木質バイオマス
 - ①以外で由来証明が可能な木材 例：伐採届、森林地域以外の場合所有者の証明
- ・原木の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・原木の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、該当の証明書を添付するか又は納品書に証明事項を記載する。加えて、原木の出荷では伐採届など合法性を証明できる書類の写しを添付する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書（例）

○ ○市場
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当市場において、原木及び当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、○○○○(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原木の入荷に当っては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか、それ以外の木材であるかを証明書及び証拠書類により確認する。
- ・ 原木及び製材品の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・ 原木及び製材品の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認の上、証明証を添付するか又は納品書に証明事項を記載する。加えて、伐採届など合法性を証明できる書類の写しを添付する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木および製材品に入出荷量を実績報告として取り纏める。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

+分別管理及び書類管理方針書（例）

〇 〇製材（株）
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木及び製材品の入荷に当っては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。なお、原木の入荷にあたっては証明書のほか伐採届写しなど証拠書類も確認する。
- ・原木の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・製材加工に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製材品の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、該当の証明証を添付するか又は納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇流通業者(問屋)
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・製材品の入荷に当っては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・製材品の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・製材品の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇林業（株）
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG 関連情報管理等を適切に行うため、〇〇〇〇(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・素材生産を行う山林については、事前に法に則した伐採であることを証明できる書類(森林経営計画書の写し、保安林内伐採許可決定通知書、伐採届等)を確認のうえ準備し、下の①若しくは②のどちらの区分に該当する木材であるかを確認して、作業にあたるものとする。
 - ①間伐等由来の木質バイオマス
例：保安林内伐採許可決定通知書、森林経営計画に基づき伐採された木材、国有林との売買契約により伐採された木材
 - ②一般木質バイオマス
 - ①以外で由来証明が可能な木材 例：伐採届、森林地域以外の場合所有者の証明
- ・原木の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・原木の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、該当の証明書を添付するか又は納品書に証明事項を記載する。加えて、原木の出荷では伐採届など合法性を証明できる書類の写しを添付する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載

量輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

- ・ 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・ 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を 5 年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書（例）

○ ○市場
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当市場において、原木及び当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG 関連情報管理等を適切に行うため、○○○○(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当っては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか、それ以外の木材であるかを証明書及び証拠書類により確認する。
- ・原木及び製材品の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・原木及び製材品の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認の上、証明証を添付するか又は納品書に証明事項を記載する。加えて、伐採届など合法性を証明できる書類の写しを添付する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ

以外の木材それぞれに係る原木および製材品に入出荷量を実績報告として取り纏める。

- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書（例）

○ ○製材（株）
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG 関連情報管理等を適切に行うため、○○○○(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当っては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。なお、原木の入荷にあたっては証明書のほか伐採届写しなど証拠書類も確認する。
- ・原木の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・製材加工に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・製材品の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、該当の証明証を添付するか又は納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造した製材品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を5

年間保存する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

分別管理及び書類管理方針書（例）

〇〇流通業者(問屋)
令和 年 月 日作成

本方針書は(社)島根県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(令和7年4月1日)」を受け、【発電利用に供する木質バイオマス】の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)の供給に当って必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という)の方針を定めたものである。

(適応範囲)

本方針書は、当社において、当該原木を原料として製造された製材品の取扱に当って適用する。

(分別管理責任者・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等を適切に行うため、〇〇〇〇(職氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・製材品の入荷に当っては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・製材品の保管に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識などにより明示する。
- ・製材品の出荷に当っては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等が入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容(原料区分、輸送のトラック最大積載量輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量および製品生産量を実績報告として取り纏める。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する

情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。